

平成20年度 第1回 村上地区地域審議会 議事録

1. 開催日時 平成20年7月24日
2. 開催場所 村上市役所 第5会議室
3. 出席委員 近藤弥太郎、佐藤利和、横山昭夫、小野寛、佐藤久也、吉田雅博、  
中川修、佐々木綾子、佐藤芳男、佐藤忠、東海林真弓、村山優子
4. 欠席委員 なし
5. 出席職員 大滝平正市長、  
(事務局) 政策推進課；相馬課長、佐藤課長補佐、太田係長、高橋主査、  
本間主査、大滝主査、平山主任
6. 会議次第 別紙のとおり
7. 会議経過 別紙のとおり

平成20年度 第1回 村上地区地域審議会 会議次第

日 時 平成20年7月24日

午後7:00～

場 所 村上市役所 第5会議室

1. 開 会
2. 市長あいさつ（口頭諮問）
3. 委嘱状交付
4. 議 事
  - （1）正副会長の選任
  - （2）地域審議会所掌事項について
  - （3）委員名簿の公表と今後の進め方について
  - （4）総合計画審議会委員及び都市計画審議会委員の選任について
  - （5）地区のまちづくりの基本的方向について
  - （6）その他
5. その他
6. 閉 会

## 会 議 経 過

### 1. 開会

事務局；本日は、お忙しい中この地域審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。会議に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。（配布資料確認）

### 2. 市長あいさつ（口頭諮問）

事務局；それでは、市長から開会の挨拶を申し上げます。

市 長；皆さまには公私ご多忙に関わりもせず、地域審議会委員をお引き受けいただき心からお礼と感謝を申し上げます。

本地域審議会は合併により広大になった新村上市の均衡ある発展と公平な行政サービスを担保するための重要な機関であります。

この委員会は市長の諮問に対して答申いただく事項のほか、地域の諸施策について市長あるいは議会に意見を述べるができる非常に権限を持った会であります。

地域の我田引水に流れることなく、全市のまちづくりの方向性を見極めていただきながら地区の発展のためご指導ご鞭撻をお願いします。

今年度の諮問し市総合政策作成に向けた本地区のまちづくりの基本方向等についてであります。慎重審議をお願いします。

### 3. 委嘱状交付

市長より各委員へ委嘱状の交付。

ここで市長公務により、退席。

### 4. 議事

#### （1）正副会長の選任

事務局；どのような決め方が良いかおはかりします。

委 員；事務局より腹案がないか

事務局；課長より説明

会長に 吉田雅博 様

副会長に近藤弥太郎 様をお願いしたい。

委 員；意義ございません

事務局；異議なしの声あるが、みなさまの拍手でご確認したい。

委 員；(拍手)

会長副会長、議長席へ移動

事務局；ここからは、会長が議長ということでおねがいします。

議長；(会長よりあいさつ)

大役ですが、副会長はじめ委員の方々の協力を得ながら、努めてまいりたい。

## (2) 地域審議会所掌事項について

議長；事務局より説明をお願いします。

事務局；課長より説明

どういう仕事をお願いしたいのか説明させていただく。

(設置に関する協議書より説明)

第1条；設置

第3条で所掌事項を定めている。

同上第1項；次の各号について市長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

- (1) 合併市町村基本計画の変更に関する事項
- (2) 合併市町村基本計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 予算編成の際の事業等の要望に関する事項
- (5) 基本構想、各種計画の策定及び変更に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

同上第2項；必要に応じて地域の施策等について、市長に対し意見を述べる  
ことができる。

本会は地域住民の要望をまとめて陳情するような会という位置付けではない。

本地域審議会であれば、村上地域でのまちづくりに対して議論いただくことになる。

以上こちらのほうでお願いする事項についてです。ご確認いただきたい。

議長；実際何をやればよいかわからなかったところだが、本説明で理解できたと思う

事務局；合併に際しまとめました合併市町村基本計画で掲載されている内容について、各地域の思い・声を載せたところですが、新市において進めていく時に各地域とすぐわなない点などが発生してくる。この地域審議会は、それぞれの地域で市長の諮問に対しご意見をいただけるよう整えるため、地域の声を反映させるための重要な位置付けである。

なお、規定にあるように、委員の委嘱は市長選挙が行われた日から30日以内とあり、公募等も検討したが、期間が少なく、最初のスタートとしては、もっともふさわしいと思われる皆様をお願い申し上げた次第である。

議長；5地区の審議会と総合計画審議会との兼ね合いはどうか

事務局；合併に際して、ほとんどの職員が初めての経験。

地方自治法に基づき、総合計画を速やかに策定する必要がある。総合計画審議会はこれに携わる。

合併基本計画で策定した事業について、変更が生じる場合、地域審議会の意見をいただいた上で議会にかけ変更をしなければならないこととなっている。そのため本地域審議会は重要な位置付けとなっている。

なお、変更というのは、事業のやるやらないということであり、掲載された文言の変更をいうのではない。

議長；基本的には市長から諮問を受けたものとなるのか。

事務局；そうなる。それぞれの機関に答申をいただくことになろうかと考える

委員；市長の諮問に応じて開催とあるが、どういう手続きで意見を述べるのか。

事務局；協議書には特段定まってははいない。

委員；誰か委員が声を上げて開催するのか。

事務局；協議書の6条より、委員の1/4以上の招集の依頼があったときにこの会を開催するとある。

委員；他の地区に対する意見についても意見できるのか。また他地区との交流は考えているのか。

事務局；大前提は市長の諮問に対してそれぞれの地域の立場で答申する、2つ目がそれぞれ地域で立場でのその地域まちづくりに対して意見するということになる。他の地区に対する意見については考えていない。

委員；事業内容や事業の進捗状況については分からない状況であり、そういったなかで市長の諮問を受けることはできないと考えるが、その辺はどうか。

事務局；HPに掲載されている資料を配布したい。

市長の諮問に対する答申は村上市全体としての立場で、それぞれの地域の立場で意見を述べることとなる。

委員；市長からの諮問に対して、我々の意見を申し述べる。諮問以外はあまりタッチしないということによろしいのか。

事務局；市長が召集する諮問とは別に、必要に応じ（1/4）会の開催があると捉えていただきたい。

委員；この会議までこの会の姿が見えなかったのが不安だった。この説明で理解できた。

議長；市長からの諮問に対してというのを重点に置いているところがあるが、ある程度幅を持たせていると考えてほしい。

委員；諮問に対する答申書を作成し、市長にお出しするものか。またその際に関連するであろう議会や予算付けとの調整はどうなるのか。

事務局；議会で判断しなければならないものについて、基本的に諮問することはない。

### （3）委員名簿の公表と今後の進め方について

事務局；委員名簿の公表ですが、本地域審議会は重要な機関であればこそ、市民の期待は大きく注目される。原則公開が適当であると考えている。それぞれの審議会で統一し

たところで、氏名のみ委員名簿を公表したいと考えている。

議長；全員了承でよろしいか。（全員了承）

事務局；今後の進め方について、本年度は10月頃にもう一回開催今年度は計2回を予定している。今回市長から諮問いただいた件について次回10月にまとめて答申いただく形を考えている。なお、来年度は4回程度を予定している。

議長；今年度2回、来年度4回ということだが、先ほどのとおり、審議員1/4の開催もあるということによいのか。

事務局；当初予算は2回を想定し予算を計上しているが、必要に応じ予算追加していく。

#### （４）総合計画審議会委員及び都市計画審議会委員の選任について

事務局；先ほど申した速やかに策しなければならぬ総合計画策定はH20～H21にかけて行う。現在それに向けて市民アンケート（5000人）、及び高校生アンケート（全員）を進めている。

この総合計画審議員は25名で構成されるが、それぞれの地域審議会委員から1名選出していただきたい。

都市計画についても速やかに策定する必要がある重要なものであり、こちらの審議会についても、本地域審議会委員から1名選出していただきたい。

議長；委員についてどのように選出するか

委員；事務局腹案はないか

事務局；総合計画審議会委員には、合併の際、協議に加わっていた佐藤久也委員にお願いしたい。

都市計画審議会委員には、村山優子委員にお願いしたい。

議長；全員了承でよろしいか。拍手を持って了承願いたい（全員了承）

事務局；従来市町村で作っている総合計画は、おおむね2年かけて策定している。

今回策定する総合計画は、この計画が脇に仕事ができないほどシビアに作り込みをしていきたい。

#### （５）地区のまちづくりの基本的方向について

事務局；合併基本計画P32をご覧ください。

各旧市町村地域を5つに分けて記載されている。

新しい総合計画を策定するにあたり、この合併基本計画記載の内容を参考に、各地域のまちづくりの方向性を決めていただき、計画を策定していきたい。

合併基本計画ではこのようなゾーニングであるが、これに対して新しい総合計画ではどうなればよいか審議いただきたい。

内容が実情にあっているか。文言などの審議をお願いしたい。

各地域審議会ではそれぞれの地区（村上地区）についてお考えいただきたい。審

議による各地域との整合性（表現法など）は事務局で行う。

委員；総合計画審議会の進捗状況は何かの方法で本委員に知らせていただけるのか。

事務局；可能です。また進捗状況をいろいろな形（HP など）で公開するのも必要と思う。

委員；大なり小なり各地域でも観光や歴史、農業は存在する。市という大枠で捉えて、ひとつに絞ってうたった方が良いのでは。

観光にせよ、農業にせよ全地域に共通するものもあるが、どう捉えるか。

事務局；十分に参考とさせていただきます。

委員；いつまでも地域分けするということはおかしい。合併したからこそ、地域をとっぱらっていかなければならないのに、逆行して地域分けしているのは抵抗がある。また、今後進めていく新しい事業は地域で決めていくものではないはず。

この地域だけ考えてればいい、ほかの地域は別だということだが、それでは合併前となんら変わらない。他地域との交流もないとなれば、何のために集まっているのかわからない。

議長；旧市町村そのままのゾーニングを見ると、前回合併と同じテツを踏んでいるような感じを受ける。

委員；瀬波温泉は他の地区の観光施設や観光地に支えられている。5地区の交流を図りながら、年1回の意見交換会を行うべき。一方的意見を言っているだけでは整合が取れない。

委員；ゾーンという考え方、旧村上市、旧朝日村という地区わけは違和感がある。大事な出だしの時だからこそ、柔軟性を持ったほうが良い。

地区を主張しあっているようではよくない。

委員；はっきりとした地域わけではないと思う。目的は同じものとして捉えており、各地域で考えたものを掲載している。

委員；この地域分けの経緯は、合併する際、村上市に飲み込まれる・失われるのではという地域の不安から、ゾーニングが生まれ、結果地域審議会が生まれたと記憶している。これらの経緯も考慮する必要があるのでは。

委員；ゾーン（区域わけ）に抵抗がある。大まかに・広域的な考え方にもっていけばよいのでは。

委員；合併後はそれぞれ地域の魅力を理解し認め合っていくべきであり、地区それぞれで守っていく段階でない。今後はなるべくゾーンという言葉を払拭していかねなければならない。

地域審議会もいいとこ2，3年で一つの審議会となるようにもって行かなければならない。

議長；ゾーニングという手法は良いが、線引きについては研究する余地がある。

各地域の良さを残しながら、線引きをもう少し柔軟に検討していただきたい。ということでこの会の答申とさせていただきます。

委員；言葉はイメージを作る。このように地区を言葉で決め付けてしまうと、中身の発展・飛躍が難しくなる。

議長；この地区はこうだという決め付けでなく、もっと柔軟性を持ったほうが抵抗なく素直に受け入れることができる。

この地域は一体ということを早く実現できるような方向で検討していただきたい。

## (6) その他

議長；その他、事務局で用意しているものはあるか。

事務局；特にありません。

今日はたくさんの方の有意義な意見をいただき、大変ありがとうございました。

委員；今後は、一般の方も傍聴できるのか。

事務局；本日は非公開だが、今後は公開とする予定。事前周知も今後検討していきたい。

委員；10月の日程は、早めに決めていただきたい。できれば1ヶ月～1ヶ月半くらい前（8月の終わりくらいには）

時間帯は夜のほうありがたい。

事務局；承知しました。

議長；次回の日程については事務局に一任とさせていただきます。

議長；それでは長時間にわたり、また貴重なご意見をたくさんいただきまして、大変ありがとうございました。これで第1回地域審議会を閉会いたします。

閉会 午後8時30分